

IPoEアドバンス利用規約【現改比較表】 2022年1月21日現在

～2022年1月20日

2022年1月21日～

第1条～第32条 (略)	第1条～第32条 (略)
	<p><u>附 則 (令和4年1月19日 P S事推第00870441号)</u> <u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年1月21日から実施します。</u></p>
	<p><u>2 当社は、令和4年1月21日から令和4年5月9日までの間に、本サービスの申込み（当社が指定する申込み方法であって、過去に本サービスを解約し、再申込みをする場合を除きます。）を当社が承諾し、令和4年8月31日までにその提供を開始した場合は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月について、料金料第1表に規定する料金の額にかかわらず、利用料について適用しません。</u></p>
	<p><u>(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html) において掲示することとします。</u></p>
	<p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>